d)　第三地域の806-960MHz帯はWRC-2000においてIMTに特定されたが、第一地域の790-862MHz帯及び第三地域の790-806MHz帯はIMTの導入を希望する主管庁による使用について、WRC-07によって特定されたこと。

e)　GE06協定の協定国においては放送業務に関連する移動業務の局の使用する場合にも、GE06協定の手続が期待どおりに適用されなければならないこと。

f)　決議第749(WRC-07)において周波数帯が現在分配されている業務を保護するために、WRCはITU-Rに対して、第一地域及び第三地域における790-862MHzの周波数帯の移動業務及び他の業務との間の共用についての研究を行うこと並びにWRC-12で検討し、適切な措置を執るため、研究結果を報告することを決議したこと。

g)　イランと他の第三地域の国々の間の790-862MHzの周波数帯における地上業務(固定、移動及び放送)間の調整は、それらの主管庁により相互に合意されるならば、二国間又は多国間交渉に基づく当該主管庁に残された課題であること。

以下に留意し、

a)　ITU-R決議第57は、IMT-Advancedの開発工程の原則を示しており、既にこの工程はWRC-07後に開始していること。

b)　790-862MHzの周波数帯においては、決議第224（WRC-12、改）の規定が適用されること。

以下を強調し、

a)　放送や他の一次業務による470-862MHzの周波数帯の使用もまたGE06協定に包含されること。

b)　移動業務、（第5.312号に基づく）ARNS、固定業務及び放送業務を含み、この帯域が割り当てられた異なる業務の要件が考慮されなければならないこと。

以下を考慮し、

決議第749（WRC-07）の規定に基づきITU-Rが行った研究結果は、第一地域の移動業務から他の一次地上業務を保護する必要性があることを示していること。

以下を決議し、

1　第一地域においては、第5.316A号及び第5.316B号に基づき、また本決議の第１附属書に定める基準に基づき、第一地域において移動業務を行う主管庁は、無線通信規則の第5.312号に定める国々におけるARNSに関して第9.21号に基づき同意を求めなければならないこと。

2　第一地域及びイランに関しては、

2.1　主管庁間で調整が進行中の場合、放送業務保護のためのGE06協定に定める一般的な場合の狭帯域に適用可能な混信保護比は、25kHz帯域幅の移動システムに関してのみ使用されなければならず、もし別の帯域幅が使用される場合、関連する混信保護比は、ITU-R勧告BT.1368に示されていること。

2.2　特に、決議第749（WRC-07）に応えてITU-Rにより行われた共用の研究結果を考慮するよう主管庁に要請すること。

3　790-862MHzの周波数帯域内における隣接チャネルの混信に関しては、

3.1　国内における隣接チャネルの混信は国内問題であり、各主管庁の国内問題として扱われる必要があること。

3.2　隣接チャネルの混信は、相互に合意した基準又は関連するITU-R勧告（放送業務との共用に関しては最新版のITU-R勧告BT.1368及びBT.1895も参照のこと）に定める基準を用いて当該主管庁間で適宜取り扱われるべきであること。

以下を更に決議し、

決議第224（WRC-12）及び上記の認識事項k）の規定に基づき、主管庁に対して、ITU-Rで行う研究に更に寄与することを要請すること。

以下を無線通信局長に指示する。

本決議を実行すること及び適切な措置を執ること。

決議第749（WRC-12、改）の第１附属書　第5.312号に掲げる国々のARNSに関して影響を受ける可能性のある主管庁を識別するための基準

第9.21号に基づいて合意を求めるための手続を適用する場合に、第5.316A号及び第5.312B号に規定されるように、第5.312号に定める国々で運用するARNSに関して、移動業務により影響される可能性のある主管庁を識別するために、以下に示す（移動業務の基地局と、影響される可能性のあるARNS局との間の）調整距離が使用されるべきある。第5.316A号及び第5.312B号の適用に当たっては、通告主管庁は、BRに送付する通告に、二国間合意が既になされている主管庁の一覧を示すことができる。BRは、第9.21号に基づく調整が要求される主管庁を決定する際にこれを考慮する。

1　移動業務が、791-821MHzの周波数帯でのみ基地局が送信し、832-862MHzの周波数帯でのみ受信する場合の周波数配置に基づいて運用される場合

ARNS局	システム型式	MS受信基地局の調整距離（km）	MS送信基地局の調整距離（km）
RSBN（地上受信機）	AA8	-	70/125/175**
RLS2（タイプ２）（航空機受信機）	BC	70/150*	-
RLS2（タイプ１）（地上受信機）	AB	70/125/175**	-

* 最初の値は、通告基地局と同時運用する全てのユーザ機器の総合e.i.r.p.値が1MHz当たり21dBmを超えないことが想定される旨を通告主管庁が通告書式に示す場合に、使用されるべきである。二番目の値は、その他の場合において使用されるべきである。

** 90% ≤ 陸上経路 ≤ 100% ／ 50% ≤ 陸上経路 < 90% ／ 0% ≤ 陸上経路 < 50%

2　その他の場合

ARNS局	システム型式	MS受信基地局の調整距離（km）	MS送信基地局の調整距離（km）
RSBN	AA8	50	125/175*
RLS2（タイプ１）（航空機受信機）	BD	410	432
RLS2（タイプ１）（地上受信機）	BA	50	250/275*
RLS2（タイプ２）（航空機受信機）	BC	150	432